

平成 26 年 2 月 19 日

株式会社日本政策金融公庫

**「今冬期の大雪による被害を受けられた農林漁業者の  
皆さまの相談窓口」を設置しました**

今冬期の大雪による被害を受けられた皆さまに心からお見舞い申し上げます。

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)農林水産事業では、被害を受けられた農林漁業者の方を対象に、公庫資金のご融資や、既存の公庫資金のご返済に関する相談窓口を農林水産事業本部に設置しましたのでお知らせします。(窓口開設日:2月18日)

相談窓口	お問い合わせ先
農林水産事業本部 営業推進部	フリーコール 0120-926478 本部所在地 東京都千代田区大手町1-9-4 大手町フィナンシャルシティ ノースタワー

(注)相談窓口については次の日本公庫支店(農林水産事業)においても設置しています。

2月12日付設置：水戸支店

2月17日付設置：さいたま支店、前橋支店、長野支店、東京支店、甲府支店

2月18日付設置：盛岡支店、仙台支店、福島支店、宇都宮支店、大分支店

**【主な資金制度】**

資金名	資金の使いみち	融資限度額	返済期間 (据置期間)	利率
農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	災害を原因とする農林漁業施設の被害の復旧に必要な資金	負担額の80%又は300万円(特例600万円)のいずれか低い額	15年以内 (3年以内)	0.85%以内
農林漁業 セーフティネット資金 (災害)	災害により被害を受けた農林漁業経営の再建に必要な資金	【一般】 600万円以内 【特認】 年間経営費等の3/12以内	10年以内 (3年以内)	0.65%以内

(注1)利率は平成26年2月18日現在のものです。金利情勢により変動します。

(注2) 災害を原因としてこれらの資金をご利用いただく場合には、市町村長が発行する「罹災証明書」が必要となります。